

社会福祉法人博愛会

特別養護老人ホーム八天の里入居に関する指針

1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム八天の里（以下「施設」という）の入居に関する基準を明確にすることにより、入居決定の透明性・公平性を確保するとともに、入居の必要性の高いものが円滑に入居できることを目的とする。

2 入居対象者

入居の対象となるものは、介護保険法に定める介護認定審査会において原則要介護3～5と認定されたものとする。ただし、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1または2のものの特例的な施設への入居（以下「特例入居」という）が認められるものとする。

3 入居申込み及び入居時の状態把握

(1)入居申込みの方法

入居申込みは、施設備え付けの入居申込書（様式1）により行い、直接、施設に申し込むか、在宅介護支援センター職員もしくは介護支援専門員を通じて申し込むものとする。

(2)入居申込み時の状況把握

①施設の説明

入居申込書（様式1）を受け付けるに当たり、施設は、記入方法、入居順位の決定方法について十分な説明を行い、申込者の理解を得るものとする。

②受付簿の管理

施設は、入居申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理する。また、入居辞退等の事由が生じた場合は、その内容を記録することにより入居申込書の取扱いの経緯を明らかにするものとする。

(3)特例入居の相談及び入居申込の受付

①特例入居の相談があったとき、施設は入居の判断基準（別表）により判定し、特例入居に該当すると思われる場合は、介護保険の保険者である北上市（以下「保険者」という）に意見を求めるものとする。

②施設の照会に対応して、保険者が特例入居に該当すると回答したとき、施設は入居申込を受け付けるものとする。

4 入居検討委員会の設置

施設は、入居の決定に係る事務を処理するため、入居検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

委員会事務局は施設の相談係に置き、その運営は、次の要領で行うものとする。

(1) 委員構成

委員会の委員は、施設関係者（園長、副園長、介護支援専門員、生活相談員、協力医、看護師、介護員）のほか、地域の福祉関係者等の参加で構成する。

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(2) 開催

委員会は園長が招集し、毎月開催する。また必要に応じて緊急の委員会を開催できる。

委員会は、委員の2/3以上が出席しなければ開催することができない。

委員会の議事は、出席した委員の2/3以上で決するものとする。

(3) 所掌事務

委員会は、合議により入居の決定を行うものとする。

なお、入居については入居申込書により入居の必要性を評価するとともに、併せて入居の必要性の高い者の入居順位名簿を整備・調整し、これに基づいて入居決定を行うものとする。

(4) 会議録

委員会は、委員会開催の都度、その協議内容を記録し、これを2年間保存するとともに、県または市町村から求められた場合には、これを提出するものとする。

(5) 守秘義務

委員会の委員は、業務上知り得た入居希望者やその家族等に関する個人情報をも漏洩してはならない。施設を退職した後および委員を退任した後も同様とする。

(6) 責任説明

施設は、入居希望者や家族等から入居の判定等に関する説明を求められた場合に、適切に対応できるようにしなければならない。

5 入居の必要性を判断する基準

施設は、入居申込みを受ける際に、次に掲げる個別事項を調査し、その結果を総合的に勘案した上で、入居に係る優先順位を決定する。

(1) 優先順位の判断基準

次の勘案項目について、それぞれ別表により点数化し、合計点の高い順に優先順位を決定する。

- ① 要介護度
- ② 介護者の状況
- ③ 指定居宅介護サービス
- ④ 住居環境

- ⑤退院・退所後の在宅生活
- ⑥特筆すべき事項（特例入居の要件関連）
- ⑦待機期間

(2)特別な事由による入居

(1)にかかわらず、次の場合には施設の委員会の判断において、入居を決定することができる。

①老人福祉法の規定に基づく措置入居の場合

市町村から、老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入居依頼があった場合。

②入院後に入居する場合

入居者に入院治療が生じて病院に入院しても退院後、在宅生活が困難と認められるため、再入居する場合。（平成27年3月31日までに入居しているもの、要介護3以上のもの、特例入居に該当するもの）

③災害による緊急入居の場合

地震や台風等の災害により、緊急に在宅要介護者を受け入れる必要がある場合。

(3)施設の状況による入居決定者の調整

(1)(2)により入居順位を決定するが、施設における適切な処遇及び運営を図る上で、次の項目を勘案して入居者の決定を調整する。

①性別

2人以上の居室で、同じ居室で異性が生活することとなる場合は、性別により入居者の決定を調整する。

②医療的処置の状況

痰の吸引、経管栄養等医療的処置を要する入居者が多数で介護サービスの低下が懸念される場合は入居者の決定を調整する。

③重度認知症等の状況

重度認知症や個室等の状況などで、介護サービスの低下が懸念される場合は、入居者の決定を調整する。

(4)入居辞退者の取扱い

①入居申込者が自己都合（入院等やむを得ない場合は除く）により入居を辞退した場合は、入居申込みを取り下げたものとする。ただし、再度入居申込みを妨げないものとする。

②入居申込者は、入居希望者の状況を6カ月に1回、施設の介護支援専門員に報告することとし、申込後1年以上にわたって一度も連絡のない場合は入居申込みを取り下げたものとする。

6 その他

施設はこの指針を参考に、地域の実情を勘案して入居等に関する規定を定め、適正にこの入居決定を実施する。

附 則

この指針は平成 15 年 3 月 3 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日以降に入所する者の決定から適用するものとする。

特別養護老人ホーム八天の里入所判定委員会要綱(平成 14 年 4 月 1 日施行)は廃止する。

附 則

平成 19 年 4 月 1 日、委員構成の変更に伴い、同日付で内容を一部改正する。

附 則

平成 20 年 4 月 1 日、入所辞退者の取扱い②の追加に伴い、同日付で内容を一部改正する。

附 則

平成 26 年 11 月 20 日、委員構成及び字句等について、同日付で内容を一部改正する。

附 則

この指針は平成 27 年 4 月 1 日以降に入居する者の決定から適用するものとする。